

公共図書館の団体貸出
Public Library Lending Services to Groups

須賀紀代子

Kiyoko Suga

Résumé

This is the report of the practice work the focus of which is put on the examination of existing library services to groups of people in enterprises and business concerns.

As mass media of various kinds develop and the form of living becomes more standardized, the reading activity of people, which is purely individual and self-stimulating, becomes less active, and yet the desire to read has never been lost among them.

Public libraries, which are expected to serve the public in general, however, can hardly fulfill their tasks, for most of services provided are directed to pupils and students, if not it is desirable. Unless devising some method to facilitate reading materials to those working in the society as a whole, it will be hard to maintain and develop the habit of reading among people working, especially young adults and those with no reading facilities at hand.

Hibiya Public Library, the metropolitan library located in the center of Tokyo, has been serving groups of people in enterprises and business concerns operating with rather smaller scale. The library selects and sends a collection to each group, which thus gets an opportunity to take access to books for a certain length of period, say a month or so. However, the number of groups amounts nearly 400,000 and those now served occupy only 0.08% of the total number, namely 330 groups, however hard the Library may try.

The objective of offering service of this kind is to provide people with an opportunity to read and to create atmosphere in factories and offices to

cherish the habit of reading. At present, each collection, or groups of books selected, consists of recreational readings and books for practical purposes, the number of the former being much greater than that of the latter. It has been found that books provided in this manner have been used quite extensively. As for the quality of reading, however, reservation must be made, and it is regrettable to say that it is hard to find any remarkable development since the service started. Yet, a patient observation may be required before any achievement clearly takes shape.

As to the future, the bottle neck on quantitative basis, as has been mentioned before, should be broken off by developing a new policy if they are not satisfied with *status quo*. Here is the possibility of expanding activities of 51 ward libraries which are supposed to have closer contact with people in smaller areas or in specific vocational groups. If this can be realized, the metropolitan library will be able to work as a coordinator for ward libraries in Tokyo, thus providing more extensive services more closely related to the needs and demands of people.

序. 公共図書館の役割

I. 館外貸出の必要性

II. 団体貸出制度

III. 今後の方向——団体貸出活動の可能性

結論

序. 公共図書館の役割

近代図書館の理念として、真田武夫氏は「図書館ハンドブック」の「図書館と社会」の中で、次のように述べている。

“図書館はあくまで市民社会の内在的要請として存在するものであって、歴史的に生産され、累積する文献の経済的利用を第一義とするものではない。発生的には、民衆の生活要求とは隔離して制度化されたかもしれぬが、近代図書館の理念は、根源的には疎外された人間性を回復することによって、確立されなければならぬのである。”¹⁾

現代における図書館の理念をこのように考える時、各種の図書館はそれぞれに重要な役割を持っているが、特に公共図書館は、図書館法（第2条）に規定されているごとく、“一般公衆の利用”に供することを使命とし、民衆に直結するサービス活動を行なう図書館として、重要な役割を担っている。ここにいう民衆とは、いうまでもなく、勤労者、家庭の主婦を中心とする一般市民である。

しかし、現実の図書館利用者として、果して、勤労者なり家庭の主婦なりが、図書館サービスの恩恵に浴しているであろうか。図書館は、これら各層の人々の共有の社会施設として存在すべきものであるにもかかわらず、日本の公共図書館では、利用者の大部分が学生であるという極めて異質な共通性を有している。また、それら利用者の図書館利用のありかたは、蔵書の利用という本来のものではなく、単なる学習の場として図書館を利用しているにすぎないといっても過言ではないであろう。

この問題を解決し、本来のサービス対象に十分な奉仕活動を行なうには、いかなる方策をとるべきか。このことについては、機会あるごとに図書館関係の会合で検討されているにもかかわらず、有効な解決の方法は、いまだ見出されていないようである。

このような状況のもとにおいては、公共図書館の館外貸出によるサービスは、重要な役割を持つものと考えられる。公共図書館の館外貸出としては、個人貸出、団体貸出、貸出文庫等各種の形態がある。各々の図書館は、その条件を斟酌しつつ各種の形態を採用して、実際に活動を行なっている。例えば、東京都立日比谷図書館

では、昭和36年に、勤労青少年をその主なサービス対象とする団体貸出を開始し、区立豊島図書館では、昭和36年に、区民文庫という名称で団体貸出の文庫を設置した。これらはいずれも、図書館に来てその資料と施設を直接利用することが出来ない潜在的利用者に、資料の利用の機会を与え、一般市民の中に読書を普及していこうとする意図をもって始められたものである。

本稿は、これらの館外貸出活動が、現在の日本の社会的な諸条件のもとで、どのような役割を果すことを要求されているか、そしてまた、どのような役割を果しているかを、各種の観点から究明しようとするものである。

I. 館外貸出の必要性

前述のように、公共図書館の真のサービス対象、および、現在の公共図書館の利用状況を考え合わせた時、公共図書館の館外貸出活動は、その本来的な活動の一つとして、不可欠なものと考えられる。

それでは、実際に、そのような館外貸出活動は、どのような形で要請されているであろうか。その点について、現代の読書の問題、日本人の読書傾向、勤労者の生活実態等の面から追求してみよう。

A. 現代の読書

1. 読書の本質

“言語は人間集団の思想・経験を仮泊させ伝達する手段であり、文字は言語の社会的本質に付随する定着手段である。これによって集団は有効な社会的共同を可能にするが、言語・文字は集団的な行動様式あるいは文化を、成員が後天的に習得するのにもっとも基本的な媒体である。したがって、定着された言語内容ないしは、文字によって記録された財を利用するという行為は、社会の成員にとって、自然権として普遍的な意味をになうものである。”²⁾

このように、自然権として普遍的な意味を持つ記録された財の利用という行為は、一般人にとって、その生活の中での要求を基盤として、その充足のために、あくまでも主体的になされる行為である。それは、例えば、戦前の日本において、読書そのものが、天皇制に基づく国家意識の普及、治安維持のためのファシズム国家的生活倫理の徹底、近代的産業に適した労働者の養成、潜在的兵力としての軍事教育のための手段となっていたことに見られるような、体制の側から一般人に与えられるとい

う受動的行為では決してない。また、読書が主として社会の選ばれた成員によって行なわれた時代を過ぎて、1800年以後、欧米における読書は個人的な行為のみの段階を脱して、社会現象としての読書として確立されて来たのである。⁸⁾

そして一般人の主体的な読書が、一方ではあくまでも個人的行為としての特性を保ちながら、それをいっそう有効なものとするために、集団読書や読書会等の方法をとって読書運動が様々な形で展開されてきた。

しかし、一方では、マス・メディアの発達に伴って読書の意義が疑問視され、実際に読書量の減少が見られ、また、一般に労働時間の短縮や週休制等によって余暇が多少増大しているといわれているが、その増大した余暇が全て読書に向けられるわけではない。さらに、現在行なわれている読書は、必ずしも読者が主体的に選択したのではなく、消費財として一方的に与えられたものであるという傾向や、読書運動の方法論的未熟さ等から、個人による読書も集団的読書も多くの問題に直面している。

2. マス・コミの発達と読書

最近特に図書以外のマス・メディアの発達に伴って、読書の意味や存在意義、今後の読書等の問題が論ぜられている。

読書が万能でないことは明らかであるが、このようなマス・コミ時代における読書を、積極的にしろ消極的にしろ否定してしまおうとする風潮がある中で、Edgar Dale は、他のメディアとの相対的な特性を研究し、「読書の代用品はない」⁴⁾と認め、阪本一郎氏は、「新読書論」⁹⁾の中で、映画、テレビ、ラジオ等の機能的な特性を明らかにし、その上で読書の独自性を明らかにしている。すなわち、それぞれのマス・メディアは、各々の特性をもって、それぞれの機能を発揮しているが、図書に及ばないハンディキャップを持っており、読書に代りうるものではなく、特に、自主的な選択による文化の享受は、読書の世界にのみ残されている、と阪本氏は結論している。

このように、今日のようなマス・コミ時代においては、すべてのメディアをその特性に応じて有効な方法で利用すべきであり、読書は現代の生活の中でもやはりその独自性を保持しているものであるということが出来る。

B. 日本人の読書傾向

現代社会における読書の有効性は以上のように明らか

であるが、しかし、読書はその前提条件として習得すべき技術(読書能力)を必要とし、さらに年齢、性、職業、経済状態、教育等の諸条件により大きく規制される。特に教育の読書に対する影響を考えてみると、読書生活は他の条件が比較的良好な状態にあっても、教育による影響で左右されることが種々の調査によって明らかにされている。⁶⁾ しかも、教育という要件は、単に学歴の問題ではなく、教育に対する各人の受けとめ方の問題であり、教育の質的内容の問題である。以上の諸点が読書の問題に係わる要因としてとりあげられるが、次に実際に読書がどのように行なわれているか、また読書に対する要求がどのように存在しているかを検討する。

日本は世界で第3位の出版点数⁷⁾をほこり、世界第一のリテラシーを冠するといわれているが、一般国民の読書生活の面に、これらがどのように反映しているであろうか。

毎日新聞社の読書世論調査⁸⁾によると、「あなたは書籍を読みますか」という問に対して肯定的な答をしたものは、1956年以後約40%を上下している。⁹⁾ このことは、国民の約60%が書籍を読んでいないということで、読書は国民のうちでも非常に限られた人々によって行なわれており、さらに、継続的、目的的、計画的な読書は、いっそう少数の人々によって行なわれているにすぎないことを示すものである。つまり読書は、大部分の現代日本人にとっては、現実にはかなり縁遠いものとなっている。しかも読書の型を「読書を楽しむ型」と「本を利用する型」の2つに分ける¹⁰⁾とすれば、最近の一般的傾向として、「楽しむ型」の読書が多くなっているという事実が明らかにされている。¹¹⁾

しかし、一般の読者層が、読書に対して自分の中でどのような意義づけを行なっているかについての次の報告は、1つの積極的な読書への姿勢の存在を示しているものではないだろうか。

大衆読者層の読書に対する考え方には、慰安、娯楽のためとしての意義づけが共通してみられる特徴であるが、そこには、大別して3つの考え方があるといえよう。

第1は、今日的充足ということ、すなわち、生活のなかでの読書は、本来慰安、娯楽として意味があるという考え方である。第2は明目的な充足ということで、自分の生活内容の多様化、豊富化を計るために、読書が意味をもつという考え方である。さらに第3は、明後日的な充足、すなわち、生活の中での読書は、人生における目的を把握し、自己完成の道を見つけるということで、意

味をもつとする考え方である。

これらの読書に対する考え方は、本間氏等の女子青年労働者の読書観に対する調査¹²⁾によると、実際には次のような形で読者層の中に存在している。第1の考え方をとする階層は、事務部門(66%)と販売部門(65%)に従事する人が多く、第3の考え方は学生(59%)と生産部門(45%)の職業に従事する人に多い。これらの中で特徴的なことは、労働に従事している人々のなかには、今日的に考える階層が多く、生産部門の労働者のあいだでは、読書を考える階層と明後日的に考える階層とに大きく分裂していることである。

このことは、明らかに学歴と生活条件との要因が、生活の見通しに対する関心の焦点を規定していると考えられる。

C. 勤労青少年の実態

公共図書館が、その真のサービス対象への奉仕を考える時、勤労者や主婦を中心とする一般市民の生活実態、生活意識、読書との関係等を知ることが必要である。しかし、このような広範な分野に関係する調査は、まだ総括的に行なわれたことはない。したがって、ここでは勤労者の中から勤労青少年を選んで、その実態に焦点をあてることにするが、その実態把握は甚だ困難である。

以下において、労働省婦人少年局¹³⁾、全国教育研究所連盟¹⁴⁾、日本読書学会読書科学総合研究第3分科会¹⁵⁾などの調査から、勤労青少年の実態を把握する上に必要なデータを求めながら検討する。

1. 生活の実態

はじめに生活の実態について、全国教育研究所連盟の報告に基づいて概観する。

勤労青少年の就業形態は、家事従事者(男28.8%、女24.7%)と勤め人(男71.2%、女75.3%)であり、大部分が勤め人である。それらの産業別の割合は、1次産業4%、2次産業54%、3次産業35%であり、2次産業に勤める青年の大半(69%)は、中小零細工業事業所に工具として勤めている。また、3次産業では、中小零細企業に働くものが78%という高率を示している。このように多くの中小零細企業に働く青年達は、一般に、時間的にも経済的にも図書館に行くことや、読書の機会に恵まれていないといえよう。

2. 労働条件

労働時間が7～10時間までは、男75%、女78%、10～12時間は、それぞれ20%、17%であり、10時間以上働

く青年の割合は、男女共に3次産業に多く、企業の規模が小さくなる程労働時間が長くなっている。休日については、休日を週休、月2・3回、不定にわけてその割合をみると、勤め人の男子でこの順に51%、30%、16%、女子で68%、21%、8%であり、全体の半数以上のものが週休制の職場にいることがわかる。労働条件について検討する時、収入はその重要な一要素である。ここで産業別、規模別の一般的傾向についてみると、収入額は、産業別では2次、1次、3次の順で高く、事業所の規模の大きさに比例している。

3. 教育、学習に関する状況

これらの勤労青少年の中で、高校教育を何らかの形で受けた者は、男33%、女21%であり、全然受けていない者は、それぞれ67%、79%である。高校教育を受けたものの中で、定時制高校で学習した者は、男82%、女67%で、通学率は企業の規模に比例している。このほか、青年団や各種サークルに属して集団学習に参加している者は、男28%、女25%である。この場合青年団は男女とも家事従事者に、サークル活動は勤め人に参加の割合が多い。更に、サークル活動は、勤め人の中では産業別、規模別に大差なく、一様にゆきわたっている。

また、個人的学習についてみると、全体の青年の約80～85%にわたる大半のものが、とくに意識的な学習をしてはいないという結果が出されている。

これらの事実から、中小企業に働く青少年は、全体的にみて、非常に困難な学習環境におかれているとみることができる。

しかし、勤労青少年の学習に対する考え方は、学習の目的についての調査の結果からみると、単に学習を金と直結するものとして考えるだけでなく、その他の何かをそこに求めている者が80%はいることを示している。

以上のように、高校教育を受けることの困難さ、個人的学習が行なわれていないことなどを指摘できる反面、集団学習は、現在は量的には少ないが、勤め人の中では一様に広まる可能性を持っていること、青年の間に学習に対する要求が存在していること等から、読書サークル等の学習の場の拡張の可能性を導き出すことができる。従って、これら勤労青少年に対する読書資料の提供は重要な意義をもつといえる。

4. 生活意識

全国教育研究所連盟の報告は、以上のような勤労青少年の生活、学習、問題への対応の仕方などを分析した

後、現代における勤労青少年の特徴を次のように要約している。

“これらの青年には、近代的な個人主義的な生き方が目立っており、その点、労働は労働、趣味は趣味と割り切った生活態度をもっていることと思われる。生き甲斐を仕事に求める青年が男 30%、女 25% あるが、この仕事専念主義は、かれらの代えがたい生き甲斐であろうが、それはかれらの個人的な生き方と連なっており、いわば先に述べた体制意識（さまざまの矛盾なり、自分の悩み、不満を、自己として、また集団としてどう対処すべきかを社会体制と関連して把握しようとする意識）を基底にした社会的認識と結ばれた働く者の立場を高める方向のものであるとは言い難い。したがって、かれらの趣味や娯楽に対しては、かなり自由な態度を取っているが、それは仕事の労苦や、社会的圧力からの逃避的傾向を持ち、この傾向を合理化するための「割り切る」近代的意識とも考えられる。”¹⁶⁾

5. 読書との関係

次に勤労青少年が読書とどのように係わり合っているかを、日本読書学会の調査報告に基づいて、主要な点を検討する。調査の対象は、15~19才の東京を中心とする関東地方の勤労青少年であり、その構成は男 58.1%、女 37.2%の割合であり、製造業 34.2%、卸小売業 14.7%の割合である。¹⁷⁾

これらの青少年がどのようなマス・メディアに接触し、それにどのような目的を持たせているかについては、第1表¹⁸⁾によって知ることができる。これによれば、彼らのマス・メディアへの接触度は極めて高率を示し、しかも、それらへの接触の目的は、多くの場合娯楽を意図したものである。

第1表 マス・メディアへの接触状況

	新聞	ラジオ	テレビ	映画	週刊誌	月刊誌	
接触率	93.5	93.1	84.4	91.9	80.3	55.3	
接触目的	教養	49.4	18.3	10.0	9.4	15.5	26.3
	娯楽	50.9	81.7	81.6	87.2	68.4	56.3

一方、彼らの読書量をみると、ほぼ30%が読書をし、月間1~2冊と答えたものが約40%を占めていると

いう結果が得られている。¹⁹⁾

以上の諸点のほか、読書についての問題として、①仕事に疲れて読めない(11.7%)、②忙しくて読む暇がない(22.2%)、③読書により仲間や指導者がいない(10.9%)、その他本を買う金がない、学校時代から本を読む癖がついていないので読みにくい、職場の雰囲気や読書に適さない、等をあげている。²⁰⁾

これらの調査結果から、勤労青少年の読書の目的が、教養38.3%、娯楽34.5%という率で意識されているが、²¹⁾ 読書時間、読書量は多くなく、問題の①②③を合わせると50%となり、実際生活においての読書が如何に困難であるかを示していると考えられることができる。

以上のような簡単な考察に基づいて、早急に結論を下すことはできないが、少なくとも現在の日本における読書の可能性は、その資料的な面からはもちろん、読書の意味そのものにおいても、十分に存在しているとみることができよう。また、特に、読書に対する姿勢の問題や、前述の勤労青少年の教育を受けることの困難さ、読書に対する意識等を考える時、そこにおける読書の潜在的な可能性が存在するということができると思われる。

しかも、現在の勤労青少年の読書生活の困難を考える時、今後の問題として、その中で読書を普及していくためには、集団読書による読書意欲の増進等を始めとし、図書館、その他の機関による団体貸出や巡回文庫等の活動が、重要な役割を期待されていると考えることが出来る。したがって、公共図書館は単に館内奉仕に止ることなく、積極的に館外奉仕に乗り出す必要がある。

II. 団体貸出制度

団体貸出による館外奉仕活動は、さまざまな形で行なわれているが、次に、都立日比谷図書館の場合を例にとり、やや詳しく検討することにしよう。

A. 都立日比谷図書館

——その館内奉仕活動と利用状況——

1. 館内奉仕の概要

現在、都立日比谷図書館は、地上4階、地下1階、延面積1万 m²、閲覧席数1,350、収蔵能力40余万冊の書庫の建物の中に、加賀文庫をはじめとする特殊文庫を含め約40万冊、1,400種の新聞、雑誌、8,400点の視聴覚資料を備えている。館内は、一般図書室(文学書以外の和洋図書と各種の参考図書)、文学室(文学書)、新聞雑誌室(新聞・雑誌)、青少年室(中・高校生向の図書)、一般閲覧室4室、子供室、視聴覚資料室に別れ、閲覧貸出、

公共図書館の団体貸出

第2表 月別利用人員

項目 月	開日 館数	成人及び大学生					計	青少年	合計	児童	総計	1日平均 入館者数
		一般 図書室	書庫	文学室	新聞 雑誌室	特殊 資料室		青少年室		子ども室		
36.4	8						5,445	2,678	8,123	638	8,761	1,095
5	24						29,876	15,029	44,905	1,575	46,480	1,937
6	24						35,762	14,880	50,642	1,636	52,278	2,178
7	26						40,632	19,264	59,896	1,962	61,858	2,379
8	14						24,587	10,979	35,566	1,009	36,575	2,612
9	24						45,805	19,648	65,453	1,667	67,120	2,797
		(1日平均)	(1日平均)	(1日平均)	(1日平均)	(1日平均)						
10	26	571	159	167	87	7	38,277	20,375	58,652	1,652	60,304	2,319
11	23	499	168	168	131	6	36,234	18,530	54,764	1,464	56,228	2,444
12	23	468	127	114	93	5	31,714	18,739	50,453	1,660	52,113	2,265
37.1	22	520	162	129	105	4	33,945	17,352	51,297	1,402	52,699	2,395
2	23	542	131	123	74	3	31,648	18,032	49,680	1,981	51,661	2,246
3	24	406	90	151	110	4	33,272	14,546	47,818	2,285	50,103	2,087
計	261						387,197	190,052	577,249	18,931	596,180	2,284
月平均	22						32,266	15,838	48,104	1,577	49,681	
1日平均							1,484	728	2,212	73	2,284	
備考	○各室の利用者数（1日平均）は当該月の抽出統計の平均である。 ○4月は前年度に引続き20日まで休館。 ○8月14日～27日は特別整理期間のため休館。 ○各室の利用者数（1日平均）は各室内での閲覧者は含まない。											

第3表

職業	男	女	計
専門技術	3 (2.8)		3 (2.3)
管理	2 (1.9)		2 (1.6)
事務	15 (14.0)	3 (14.3)	18 (14.0)
販売			
自営小企業			
労務	1 (0.9)		1 (0.8)
学生	65 (60.7)	10 (47.6)	75 (58.6)
主婦			
無職	7 (6.6)	5 (23.8)	12 (9.4)
無記入	14 (13.1)	3 (14.3)	17 (13.3)
計	107(100.00)	21(100.00)	128(100.00)

参考事務等の活動が行なわれている。

2. 利用状況

a) 月別利用人員は同館の統計によれば第2表の通

りである。

b) やや古いデータではあるが、昭和37年11月の利用調査によると、第3表のように、利用者の半数以上が大学生であり、特に男では60%以上に達している。これら大学生、無職、無記入を除くと、有職者はわずかにすぎない。職業別にみても、事務従事者が多く、主婦、自営、小企業関係者は皆無である。つまり、この結果からも明らかなように、利用者種別からみると、極めて偏頗な利用者によって構成されている。これは同館に限らず、多くの公共図書館にみられる共通した利用傾向である。

c) 入館者の資料の利用状況さらにこれら入館者の図書館利用の態様はどうであろうか。同調査によると、入館者のうち資料を利用している者は第4表の通りである。半数以上（56.8%）の人々が資料の貸出をうけているが、約半数の人が資料を利用していない。つまり、この数字は入館しても必ず

しも図書館資料を利用するわけではなく、単にその場所を利用しているにすぎないことを物語っている。

第 4 表

	男	女	計
借 り た	59(55.4)	12(60.0)	71(56.8)
借 り ない	43(40.9)	8(40.0)	51(40.8)
無 記 入	3(3.7)		3(2.4)
計	105(100.00)	20(100.0)	125(100.00)

B. 団体貸出活動

1. 目的と沿革

a) 目的。公共図書館における館内利用者は、時間的に余裕があり、距離的にも比較的近い人に限られざるをえない。また利用者の7割以上が学生であるという状態も、日比谷図書館にかぎらず、日本の公共図書館の1つの特徴である。しかし、公共図書館の性格上、もっと都民大衆、都民各層の幅広い利用を促し、それに応えなければならないことは当然である。そのために日比谷図書館では、資料と施設を直接利用することが難しい都内の勤労青少年と図書館との結びつきを促進する目的をもって、館外奉仕活動の一環としての団体貸出活動を開始することにしたのである。

その目的は、「中小企業の被雇傭者となっている青少年に重点をおいて、組織的に団体貸出を行わない、不読者となっているこれらの潜在的利用者を図書館に結びつけ、勤労青少年に対する効果的な余暇善用としての読書の習慣を養成することにある。」²²⁾

b) 沿 革

(1) 設立。図書の団体貸出は、昭和32年9月に施行された東京都立日比谷図書館館則第8条(団体貸出)²³⁾と、昭和32年7月に規定された東京都立日比谷図書館係設置に関する規程(内規)²⁴⁾に従って準備をすすめていたが、昭和34年3月に、特に一部の団体からの至急貸出の要求が強かったため、実施要綱を早急に定め、それに基づいて開始された。このような勤労青少年への団体貸出の開始を促進したと思われる当時の社会的な条件として、特に次のことをあげること

ができる。

東京都は、昭和33年度の重点政策の一つとして、中小企業対策をとりあげていたが、各方面で成果をあげ、特に商店における週休制の実施は関係当局の努力で大いに促進された。週休制によって増えた勤労青少年の余暇の善用のための一つの対策として、図書館の奉仕活動が必要とされた。また、当時、戦後の青少年の不良化の激増に対する不良化防止の対策を要求する声が強くなり、そのためにも、図書館の効果的・積極的な活動が要請された。さらに、昭和33年4月15日より5日間、日比谷図書館の主催で開催された「アジア太平洋地域公共図書館長会議」において、次のような決議がなされた。

「児童及び青少年に対する図書館奉仕」都市、農村両地域における児童青少年に対する公共図書館サービスに対し特別なる注意と強調が行われるべきであること。この分野における専門的教育を受けた職員が採用され、購入図書に対して十分に注意が払われるべきであること。青少年を図書館にひきつけるあらゆる可能な方法が利用され、かくして青少年不良化防止に寄与することがはからるべきであること。²⁵⁾

このような情勢の中で、団体貸出により、不読者となっている勤労青少年を図書館に結びつけることが積極的に考えられ、実施にうつされた。

(2) 制度上の沿革。昭和34年3月に青少年貸出文庫として発足し、開始された団体貸出は、その後制度上において数回変更が加えられた。その沿革をたどると次のとおりである。

青少年貸出文庫：都内の勤労青少年を中心とする構成人員10人以上の団体を対象とし、人数に応じて、1回50冊までの図書を2ヶ月以内の期間で団体貸出を行なう。

職場図書室：昭和36年度に新規経費が計上され、青少年貸出文庫と並んで、「職場の中に日比谷図書室を！」というスローガンの下に、中小企業の事業に働く青少年を中心的な対象とする団体貸出が開始された。これは、対象を都内

公共図書館の団体貸出

に存在する中小企業所の団体中心とし、1回100冊までの図書を3ヶ月以内の期間で館外貸出を行なうものである。

申込制から登録制へ。昭和36年6月に、団体貸出の規程が施行され、それまで申込制であったこの制度は、登録制に変更された。

- (3) 業務上の改変。制度上の変化に伴って、業務上も数度の改変を経ている。

貸出方法：貸出の方法の上では、青少年貸出文庫だけの期間は、代表者が来館して図書の貸出を受けたが、貸出冊数、期間の変更以外は、昭和36年7月以後、図書館から遠い団体に自動車で配本を始めたことが主な変更点である。

資料の編成方法：貸出す資料の編成方法は、来館者が選択する方法、書名による希望調査に基づいて館員が編成する方法、部門別希望と各団体の性格とを考慮の上、館員が編成する方法等を経て、現在はセット化する方法に改められた。

貸出の記録：各団体への貸出図書の記録は、その団体に同じ図書を2度以上貸出してしまふことを防ぐために是非必要なものであるが、100冊内外の図書を全部記録することは不可能であった。しかし、セットによる資料編成によって、セットの番号のみで記録がすみ、それが可能となった。

- (4) 利用状況の推移。利用状況については、利用団体数の変化以外に記録がなく、不明であるが、利用団体数の変化は次の通りである。

青少年貸出文庫	20団体
昭和35年12月、職場図書室について各新聞に発表、その直後の希望団体	80団体
昭和36年4月	100団体
8月	175団体
昭和37年3月	300団体
昭和38年8月現在	330団体

- (5) 読書普及のための活動。団体貸出の業務が発展し、読書を普及するために、団体貸出係では、次のような活動を行ってきた。

案内書等の発行：「団体貸出のしおり」「世話役への「みちるべ」」「図書の案内」等を発行し、手続の解説、読書の解説等を行なっている。

調査、研究会：区立図書館の代表者による団体貸出の研究会、利用調査、区立図書館団体貸出現況調査を実施し、各種の研究会に参加している。

集会活動：利用団体の世話役や利用者の懇談会を開催し、利用団体の職場での職場集会（映画・図書の紹介と解説、話し合い）等の活動を行なっている。その他各団体の読書会や各種の集会を援助し、参加している。

2. 制度の概要

都立日比谷図書館の団体貸出は、次のような制度で行なわれている。

- 貸出対象団体。東京都に所在する中小企業の事業所を中心とする官公署、学校、社会教育関係団体、会社、銀行、その他の団体で適当と認めた団体。
- 貸出図書。貸出図書は、団体貸出専用図書であり、現代小説、読物、定評のある古典、文学全集、入門程度の教養書、実用書等で蔵書の6割は現代小説、4割はその他の一般教養書となっている。
- 貸出冊数。1回の貸出冊数は100冊以内で、団体の人数や利用状況等によって決定する。図書以外に、貸出冊数に応じて、大小5種類のビニール製ブックカバーと、希望によって100冊用の木製書架を貸出する。
- 貸出期間。図書の貸出期間は3ヶ月である。
- 利用。

(1) 登録。貸出を受けようとする団体は、代表者1人と、貸出・返却の世話役3人を決定し、団体登録申請書と添付書類を提出して、登録を申請する。図書館は、書類に基づいて審査し、登録を許可する。

(2) 貸出及び返還。図書の貸出及び返還は、団体登録票の提示に基づき、団体貸出図書貸出・返還受領証によって行なう。貸出及び返還は図書館の団体貸出係または配本車において行なう。

- 図書の弁償。貸出を受けた図書を亡失し、または甚だしく汚損・き損した場合は、現品又は金銭をもって弁償する。

3. 現 状

- 業務。日比谷図書館の団体貸出の活動は、他の係と全く独立した係によって行なわれている。業

務のうち、資料の収集から整理までを整理班、貸出の仕事は貸出班の職員と分担して行なっている。

- (1) 整理班。資料の収集：昭和38年度団体貸出用図書の取書方針は、基本方針、購入図書の選定方法、選定の実際について次のように決定している。

〔I〕取書の基本方針

- イ) 取書の範囲は、各知識分野にわたって、網羅的に間口を広くしておく。
- ロ) 良書を選ぶと同時に、具体的に読む人々を考慮して、読者の教養、娯楽、生活に役立つ適書を選ぶ。
- ハ) 各部門にわたって、高度な専門書は除く。参考図書、学習参考書、定期刊行物も除く。
- ニ) セックスに関するものは、ごくまじめに、正しく書かれたもの以外は除く。
- ホ) 文庫本については、類書の少ないもののみ揃える。

<重点分野>

- ヘ) 図書への親しみを増すために、軽い読物、小説、随筆類を全体の7割位とする。中でも、日本の現代小説に重点をおく。
- ト) 教養部門については、わかりやすい表現で、正確な知識をもとにして書かれたものを中心とする。

<文学部門の基準点>

- イ) 個人的全集選集は文学的価値のあるものに重点をおく。但し、豪華本は除く。
- ロ) 世界文学全集、日本文学全集は、各出版社の企画を比較検討の上、揃える。
- ハ) 現代小説は、文学的価値のあるものに重点をおき、推理小説、大衆小説についてもある程度評価の定った作家のものに重点をおく。
- ニ) 文学賞を受賞した作品、および、これらの候補作品としてあげられた作品は揃える。
- ホ) 外国文学も、日本の文学と同様の方針で幅広く揃える。²⁶⁾

以上のような取書の方針のなかで、特徴的なのは次の点である。

ヘ) の項で、軽い読物を全体の7割位とするということは、団体貸出が36年に開始されたばかりで、まだ日が浅く、当面の主要な目的が、職場に読書を広めるということにあることを考え、かつ、利用者はこれ以上の割合を希望していることも併せ考えれば、適当な割合といえよう。

〔II〕購入図書の選定方法

1) 取書および選定の参考資料

- イ) JLA 選定図書速報 (週刊)
- ロ) 新刊書目録
- ハ) 書評紙
- ニ) 日刊新聞の広告、読書欄および、週刊誌の書評欄
- ホ) 書店発行の PR 誌
- ヘ) 各種賞の受賞作品

2) 選定の実際について

- イ) 新刊書は、JLA 選定図書をを中心に選定する。

理由。(i) 40年以上の経験をつんでいる日本図書館協会の図書選定事業を選書の1つのよりどころとする。

(ii) 選定速報、JLA 印刷カードの利用により、購入、整理事務の能率化をはかる。²⁷⁾

JLA の選定図書速報は、日本図書館協会図書選定委員会が市販の一般図書のうちから、図書館や読書施設の選択・購入の参考用に選定した図書の速報である。選定のための資料としては、国立国会図書館が出している「納本週報」もあるが、時間的に遅れるので、団体貸出専用図書の選定のための資料としては適当でなく、理由に示されているように、JLA の選定図書速報が最も適していると考えられる。

図書の整理：団体貸出専用図書の整理は、分類を3桁にし、日本の現代小説は、author mark の入っているラベルをはるなどの方法で

公共図書館の団体貸出

簡易化し、利用者のもとに出来るだけ早く送るよう努めている。

整理班では以上の2つの主な仕事以外に、「図書の案内」の発行や、事故図書の処理を行なっている。

(2) 貸出班

登録手続事務：団体貸出の制度の利用希望者に対する登録・登録の更新その他の事務を行なっている。

資料の編成：団体に貸出す図書の編成方法は、現在までいく度か改められたが、現在は、一定冊数の図書をセットにし、固定する方法を採用している。各団体へ貸出す図書は、このセットを組合せて編成する。

セット化は次のように行なわれている。資料は文学書、一般書、特殊な資料にわけ、それぞれ内容が平均するように、20～30冊をダンボールのケースにいれて固定し、そのケースにそれぞれ番号を与える。この方法によって、整理・貸出の手数を省き、各団体への貸出の記録を残すことか可能になったが、この方法は、購入図書を一定期間で区切ってセットするので、その間の出版事情によって決定的に左右され、また、セットの中に事故図書が出ると、それが補充されない間は、利用できなくなる等の問題点をもっている。

貸出及び返還：団体への図書の交換は、自動車による配本と、図書館での交換の2通りの方法で行なわれている。

図書の運用：各団体への貸出は、全団体を3団体ずつの group にわけ、その group に一定の図書を巡回させる。巡回の順序は一定の期間で変える。

b) 利用状況

団体貸出の利用状況は次の通りである。

利用団体数・利用者数（昭和38年9月）²⁸⁾

第5表 業種別利用団体数

業 種	団体数
製造（金属、電気、機械、化学、食品、衣料、その他）	190
自動車修理	3
建設	3
印刷、製本、出版	13
販売（貿易、卸、小売）	44
事業者組合	6
運輸	3
金融	7
サービス業	15
研究所	6
団体（婦人、青年、その他）	19
その他	21
計	330

団体数 330 団体

利用者数 約4万人

業種別利用団体数は第5表²⁹⁾の通りである。

1 団体平均構成人員数

第2回利用者調査³⁰⁾によると、男80人、女43人、計123人である。

1 団体平均貸出冊数、利用冊数、延利用冊数、回転率

同調査によると、貸出冊数は76冊、利用冊数は58冊、延利用冊数は170冊、回転率は利用された図書1冊につき3人、貸出された図書1冊につき2人となっている。

以上のような利用率は、すべての部門を含む貸出図書の利用率としては、比較的良いと考えられる。

次に利用状況を内容の面からみてみよう。

蔵書、貸出冊数、延利用冊数の部門別の割合を比較してみると第6表[原標のまま]のようになる。

この表では、3者が同数を示している部門は、

第6表

部 門	0	1	2	3	4	5	6	7	8	90	91	S1	Z	S	⁹² ~ ₉₉	計
蔵書	2	2	8	8	3	3	2	5	1	7	3	37	5	7	7	100%
貸出	2	2	8	6	2	3	1	4	1	6	1	51	6	4	3	100%
利用	1	2	6	3	1	2	0	2	1	4	0	68	5	4	2	100%

利用に対して内容的に過不足のない蔵書、貸出冊数ということが出来る。

- (1) 3者が一致しているのは、哲学部門と語学部門であり、わずかである。
- (2) 最も特徴的なことは、日本の現代小説の部で、蔵書率37%、貸出率51%、利用率68%となっていることである。日本の現代小説といっても、純文学の範疇に属するものはあまり読まれず、貸出した図書がどれも平均して読まれるのは、剣豪物、サラリーマン物、推理小説の類である。³¹⁾
- (3) 文学部門は、蔵書率66%、貸出率71%、利用率83%であるが、この中から小説の分を除くと、それぞれ29%、20%、15%となり、逆の比率となる。このことは、世界文学全集と随筆はやや読まれているが、個人全集と外国文学は少なく、日本文学の中でも、詩歌、文学論、作家論の類は殆んど読まれていないことを示している。さらに世界文学全集といっても、よく読まれているのは各国の推理小説の叢書類が大部分である。
- (4) 文学部門以外の総記(0)から語学(8)までの部門は、次の通りである。総記では「世界ノンフィクション全集」「世界教養全集」等がわずかに読まれ、哲学部門では、心理学、倫理学に類するものが多いが、その中には「手相術」「人につきあう法」といったものも含まれている。歴史部門は文学に次いで利用率が高いが、伝記・地誌類が多く、読み物としての旅行記に人気が集っている。社会科学部門では、エチケツト、結婚百科、民話、軍事の綱がよく読まれ、経済・統計等は少ない。自然科学部門では、各種の動物記や「頭よくなる本」に類する医学関係書が多い。産業・工学部門では家事・商業関係が最も多く、他をひきはなしている。芸術の部門では、登山・釣・演劇・音楽等の趣味に即した実用書が多い。この部門では、画集や写真集のようにブック・カードにチェックされない、いわゆる「立読み」が多く、それを含めると、数字は2倍以上になると考えられる。語学部門では、話し方や、日本語に関するもの、英語についての読み物がほとんどで、他の外国語に関するものは全くない。

以上のように、どの部門をとっても同様に、読み物、軽い教養書、実用書に類する図書の利用が圧倒的である。この点については、いくつかの労働組合の図書部から送られてきた利用状況報告の中で、やはり最も読まれるのが剣豪物をはじめとする現代小説であり、一般教養書は、ほんの一部の利用にすぎないと報告されていることと一致する。

これらの利用の内容は、勤労青少年にとって、現在の生活条件の中では、読書は娯楽の意味が非常に強く、入門的教養書や実用書が一部の関心のある読者によってのみ読まれているという1つの内容的な限界を明らかに示していると思われる。

この限界を克服するために、各団体では色々な努力が払われているようであるが、いまだ決定的な解決の道は見出されていないようである。しかし、区立豊島図書館の区民文庫の利用団体の中には、各団体が読書会を開き、いくつかの団体が地域的に集って、読書会を開くという活動を行なっている。これは、図書館側の積極的な働きかけと、団体の側の自主性が一致して、現在では、各団体が、図書館の援助によらず自主的にそれらの活動を行なう段階に到達している。しかし、これらの活動は、あくまでも、利用団体の自主的な要望に基づいて行なわれているものであり、図書館の一方的な活動のみでは成立し得ないものであると考えられる。その点について、担当の図書館員は図書館ですることが出来、またあるべき活動は、図書の存在、内容、利用の方法を徹底的にPRし、一般の人々の身近な所に図書を届ける活動であり、読書会の開き方等について教え、会の出発を援助する活動である。そして、それらの活動によって、利用者の要求を引き出し、利用の糸口を与えることが重要なことであり、利用者の要求に基づかない図書館の一方的な活動は、決して利用者のものとして継続されない、と語っている。

一方、団体貸出活動の成果は、それまで職場の中で公然とは認められていなかった個人のものとしての読書を、職場の中で公然化し、また、経済的理由で不可能だった読書を、ある程

公共図書館の団体貸出

度まで可能にした、という2つの点にあり、それ以上のことを求めるべきでないとする考え方もある。確かに、これら2つの成果は、わが国における一般人の読書に関する条件の欠如を補ったものとして高く評価することが出来る。しかし、図書館の最終的な目的は、そのような条件を整えることに止まるのではなく、むしろ利用者の中に存在する読書への要求を把握し、それらの要求に合った資料を提供し、それらの要求に合った読書を広く、深く進めていくために活動する所にあると考えられる。従って、利用者の読書を拡大し、読書内容を向上させるために、今後どのように活動をを進めるべきかということは、読書自体の問題、読書の方法、読書会、読書普及活動、図書館と社会教育との関連として追求され、解決されるべき問題である。

最後に、利用者への浸透状況についていえば、いずれの団体においても一部の構成員のみに利用が固定する傾向がある。常時利用している人は20~30%位であり、どのように利用者の範囲を拡張していくかは、今後の大きな課題の一つである。

4. 問題点

以上のような活動とその利用状況にある日比谷図書館の団体貸出は、現在どのような問題に当面しているであろうか。

a) 奉仕の規模について

統計³²⁾によると、団体貸出開始当時、都内には、300人以下の従業員を擁する事業所が、約40万存在していた。このような多数のサービス対象が存在しているにも拘わらず、現在奉仕の対象としている団体はわずか330団体にすぎない状態である。しかし、現在の蔵書数や係の体制では、330団体への奉仕が限度であり、貸出方法の改善等の対策では、飛躍的な奉仕の拡大は望めない。これらの事業所は、公共図書館にとってきわめて重要なサービス対象であり、また、前述のように、貸出率と利用率はほぼ比例関係にあり、貸出すこと自体が重要であると考えられる以上、何らかの方法によって、サービスの規模が拡大されなければならない。

b) 基礎調査の必要性

前述のように東京都の重点政策として、中小企

業対策があげられ、それによって商店の週休制が確立される等の状況の下で、団体貸出は開始されたが、果して事前にどのような基礎調査や研究活動が行なわれたであろうか。制度の骨格を作った後に、その具体化について調査・研究が行なわれたようで、それ以前の基礎調査が不十分なように思われる。そのために当初のサービス規模と希望団体数、貸出可能な団体数との間に大きな差が見られ、奉仕の規模をこれ以上拡大することができない等の問題が出てきているように考えられる。

c) 利用と利用内容の停滞について

利用状況については、前述したように、利用する人が固定し、職場や地域の中に読者が拡大しないことは、この制度の目的を考えると大きな問題といえる。また、利用の内容が大衆小説を中心とする軽い読物と極くわずかな教養書の段階にとどまっているという限界もある。このような利用の数量的、内容的状況を脱け出すためには、各団体の世話役の努力に頼ることはできず、図書館の職員の積極的な読書運動が必要とされている。しかし、現在の状況の下では、職場で開く「職場集会」等も開催には非常な困難を伴い、中止されているのが実情で、これらの活動を十分行なっていく可能性が見出されていない。この点については、前述のように、読書運動や成人に対する読書指導等の面から新たな調査・研究が行なわれることが望まれる。

d) 都立図書館の機能

最近、県立図書館のあり方について各方面で論議されているが、その主な原因は、県立図書館と市町村立図書館との活動が内容的にはほぼ同じであり、県立図書館はそれを単に規模をいくぶん拡大して行なっている現状で、県立図書館の機能が不明になってきていることにあると思われる。

杉原丈夫氏の意見にもあるように、³³⁾ 県立図書館と市町村立図書館とは、各々異った性格と任務を持っている。杉原氏は、市立図書館を地域の住民の日常の利用に直接奉仕する図書館として位置づけ、県立図書館は、市立図書館への資料的な援助、指導、程度の高い利用に対する奉仕等を行なうべきであるとしている。このような立場から考える時、最も直接的な奉仕活動としての団体貸

出の機能が、都立図書館の機能としてふさわしいものであるかどうか疑問に思われる。

III. 今後の方向—団体貸出活動の可能性

A. 区立図書館や他の機関の活動

1. 区立図書館の団体貸出活動

昭和37年の調査³⁴⁾によると、37年6月現在で、区立図書館の団体貸出は次のような状況にある。

団体貸出を実施中の図書館は、32館中17館であり、そのうち専用図書を有している図書館は、65%となっている。その利用団体は計306団体であり、昭和36年度の延貸出冊数は1館平均3,311冊となっている。

現在、豊島区立図書館、池上図書館、蒲田図書館、洗足池図書館などが比較的活発に活動を行なっているが、その一つである豊島区立図書館を選んで、少し詳しく検討してみよう。

豊島区立図書館では、「区民文庫」という名称で昭和36年12月に設立され、7人以上で構成する登録団体に50冊以内の図書を1ヶ月の期間で貸出している。³⁵⁾ 区民文庫の蔵書は昭和38年10月現在で5,599冊であり、文学全集、現代小説、各種文庫、新書版がその主な内容であり、一部に一般図書が含まれている。利用団体は122団体で、地域の婦人、家族等が多い。利用者は、直接開架式の書庫で図書を選択し、自分達で運ぶか、自動車での配本を受けている。以上が主要な内容であるが、豊島区立の場合、次のような点の特徴としてあげられる。

- a) 貸出の手续が比較的簡単である。
- b) 7人以上であれば小団体でも貸出すので地域社会に浸透しやすい。
- c) 開架式の書庫で、利用者が直接図書を選択することができる。
- d) 「区民文庫だより」の発行・配布、代表者会議、読書会等の読書普及のための諸活動を比較的活発に行なっている。

これらの特徴が、利用率の面でも、その内容の面でも比較的活発な状況をもたらす要因となっていると考えられる。現在、人員不足の問題をはじめとしていくつかの問題に当面しているとはいえ、区立図書館の活動として、成功裡に実施されている典型と見ることが出来る。ここに、図書館に来館しにくい利用者に対するサービスするための団体貸出の制度が、有効に行なわれる一つの可能性があるといえる。

2. 図書館以外の機関の活動

図書館以外の機関で、勤労青少年に図書を貸出す活動を行なっている機関として、労政事務所をあげることができる。労政事務所は主に労働教育、労務管理、労働福祉などに関する調査・助成活動を通じて、労使関係の安定をはかるため活動を行なっている。渋谷労政事務所を例にとってみると、その管轄区域は、渋谷、目黒、世田谷の3区で、約1万の事業所が含まれている。ここでは、上記の活動に加えて、巡回労働文庫、巡回映画による教育活動を行なっている。³⁶⁾

巡回文庫は、昭和36年に設置され、約700冊の蔵書を、会社や労働組合等の団体や、それらに所属する個人に貸出している。蔵書は労働問題に関するものが大部分で、他に文学関係の娯楽書が若干含まれている。利用者は固定してなく、希望者に随時貸出している。現在は、月平均20~30件の利用があり、他の事務的な仕事で多忙な中で、蔵書目録の作成・配布等の活動を行なっている。

以上が巡回文庫の主な内容であるが、この文庫はあくまでも都労働局の労使間の安定を計るという任務を具体的に遂行するための活動の一端であり、「読書」の問題としての出発ではないことに注意しなければならない。しかし、サービス対象の性格によって、各種の機関が、それぞれの立場から独自の活動を行ない、相互に競合しないよう何らかの調整手段が講じられることが望まれる。つまり、これらの機関が、図書館などの他の機関の活動と重複することなく、それぞれの性格や任務・限界を明らかにした上で、特徴のある活動を行なっていくことによって、この分野でのサービスは拡大されるといえよう。

結 論

現代の日本における読書は、次のような状況にある。現代のようなマス・コミの発達した社会においても、読書は一方にその個別的な行為としての特性と機能的な独自性を保持しながら、更に、それを一層有効なものとするために、集団的な読書の方法等がとられてきている。

また、一般人の読書に対する姿勢や、勤労青少年の教育を受けることの困難、読書の目的に対する考え方に見られるように、あくまでも主体的な行為としての読書に対する要求は、潜在的ではあるとしても、明らかに存在している。

それにもかかわらず、現在、日本においては、読書は

公共図書館の団体貸出

量的にもわずかなものであり、特に勤労青少年の読書は、困難な状況のもとにおかれている。

このように見た時、これらの状況は、現在の公共図書館の状況において、直接館内を利用することの出来ない潜在的利用者に、利用の機会を与え、読書普及を計ろうとする目的で設立された日比谷図書館の団体貸出活動を促進し、その目的の積極性を保障する条件となっている。しかもこのような活動が、現代の社会的状況のもとでは必要、かつ有効であることが明らかとなる。

しかし、日比谷図書館の団体貸出の場合、現在主に次のような問題に当面している。

1. 現在以上に、利用団体数を拡大することが不可能であること。

2. 各団体の利用状況には、量的・質的停滞が見られ、特に読書の質的向上が見られないこと。

3. これらの状況のもとで、今まで行なわれてきた読書普及のための活動が、これらの隘路を開拓するために、活発に行なわれるべきであるにもかかわらず、各種の制約がそれを阻んでいること。

これらの諸問題に当面しながら、今後の改善策の一つとして、利用団体の入れ換えということが取り上げられているが、具体化するための保障はなく、現状維持の体勢で活動が続けられている。

それでは、今後このような活動は、どのような形で発展させることが出来るだろうか。

このような活動は、一般市民に対する直接的な活動として、本来区立図書館の機能として位置づけられるべきである所から、区立図書館が全体的に受け持つという方向に進展することが望ましいと考えられる。特に、団体貸出活動における地域的・職域的な浸透の必要や、読書相談、普及活動の重要性を考えあわせると、それは都立図書館によってなされるよりも、むしろ区立図書館に適した活動である。更に、現在団体貸出の活動は、区立図書館では、豊島区立図書館や、大田区立池上図書館等をはじめとしていくつかの図書館で行なわれており、前述のように、豊島区立図書館の例は、区立図書館におけるこのような活動の必要性と可能性とを端的に示している。

以上のような観点から、区立図書館においても、資料の面や、人員の面で多くの困難な問題が伏在しているが、それらを何等かの方法で解決し、区立図書館の活動として位置づけ、育てていくべきではないであろうか。

そして、330もの団体に貸出できる都立図書館のエネ

ルギーは、各区立図書館の活動を指導し、資料やその他の面における調整機関としての立場から援助することに当てるのがより有効であろう。

このような方向をとることによって、最もサービスを必要とする人々に、より直接的なかたちで十分なサービスが行なわれるようになると思われる。

本稿は、筆者の昭和38年度図書館学実習論文「都立日比谷図書館の団体貸出について」全7章のうち、団体貸出の問題を扱った4章に補筆加稿したものである。

(図書館学科第12期生)

- 1) 裏田武夫. 図書館と社会. <日本図書館協会. 図書館ハンドブック. 東京, 1960> p. 30.
- 2) *Ibid.*, p. 24-5.
- 3) 平沢 薫. 読書研究と読書運動. <日本社会教育学会. 日本の読書運動. 東京, 国土社, 1962. (日本の社会教育, 第7集)> p. 74.
- 4) 裏田武夫. 青年の読書の性質—読書指導の理論的基礎づけのために—. <宮原誠一, 編. 青年の学習. 東京, 国土社, 1960> p. 336.
- 5) 阪本一郎. 新読書論. 東京, 講談社, 1961. p. 97-134. (ミリオンブックス)
- 6) 裏田, 青年の読書の性質, *op. cit.*, p. 341.
- 7) United Nations. Statistical Office. 世界統計年鑑, 1961 [Statistical yearbook] 美農部亮吉訳. 東京, 原書房, 1962. p. 587-90.
- 8) 毎日新聞社. 読書世論調査. 東京, 1963.
- 9) *Ibid.*, p. 7. 図表 2.
- 10) 椋 鳩十. "図書館の諸問題," 社会教育, 16巻, 11月号, 1961, 11, p. 16.
- 11) 室 俊司. 日本人の生活と読書. <日本社会教育学会. 日本の読書運動. 東京, 国土社, 1962. (日本の社会教育, 第7集)> p. 34.
- 12) 本間康平, 等. 女子青年労働者のマス・メディア接触と読書. <日本読書学会. 読書とマス・コミュニケーション. 東京, 牧書店, 1959> p. 64-79.
- 13) 労働省婦人少年局. "青年運動の現状," 社会教育, 16巻, 12月号, 1961, 12, p. 56.
- 14) 関口隆克, 編. 勤労青年の生活意識. 東京, 東洋館出版社, 1961. p. 152. (共同研究報告, 第3集).
- 15) 日本読書学会. 読書科学総合研究第3分科会. "勤労青少年の生活と読書—勤労青少年に関する読書実態調査" 報告一, 読書科学, 6巻, 1-2号, 1962, 4, p. 59.
- 16) 関口, *loc. cit.*
- 17) 日本読書学会, *op. cit.*, p. 60-3.
- 18) *Ibid.*, p. 63. 第9表, 第10表.
- 19) *Ibid.*, p. 64. 第14表.

- 20) *Ibid.*, p. 65-6. 第20表.
- 21) *Ibid.*, p. 64. 第15表.
- 22) 北御門憲一. "青少年貸出文庫について," *ひびや*, 8号, 1958. 8, p. 1.
- 23) 東京都立日比谷図書館. 要覧. 昭和36年版. 東京, 1961. p. 24.
- 24) *Ibid.*, p. 28.
- 25) 大谷次雄. "会議の経過と今後の問題点," *ひびや*, 5号, 1958. 7, p. 12.
- 26) 東京都立日比谷図書館団体貸出係資料より.
- 27) *Ibid.*
- 28) *Ibid.*
- 29) *Ibid.* の統計を筆者がまとめたもの.
- 30) 木村八重子. "団体貸出図書はどう読まれているか," *ひびや*, 6巻, 1号, 1963. 5, p. 9.
- 31) *Ibid.*, p. 10.
- 32) 菊地昌直. "職場の中に日比谷図書室を!" *ひびや*, 3巻, 11-12合併号, 1961. 3, p. 2.
- 33) 杉原丈夫. "県立図書館のあり方—図書館協力の立場から—," *図書館雑誌*, vol. 57, no. 11, 1963. 11, p. 6.
- 34) 東京都立日比谷図書館団体貸出係資料より.
- 35) 豊島区民文庫貸出案内による.
- 36) 東京都渋谷労政事務所. 労政概要. 昭和37年版. 東京, 1963. p. 63.